明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○総合海洋政策本部令の一部を改正する政令（二五二）　二
○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の施行期日を定める政令（二五三）　二
○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（二五四）　四

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務四七）　四

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二三〇）　六
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務一三六）　六
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六七）　六
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二六八）　六
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六九）　六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二〇〇）　六
○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（厚生労働二三三）　六
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二三四）　六
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同二三五）　六
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（経済産業一四八）　七
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値の一部を改正する件（同一四九）　七
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（同一五〇）　七
○河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更する件（国土交通七五九）　七
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同七六〇）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七六一～七六六）　七
○道路に関する件（東北地方整備局七九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二三一）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　国税庁　最高裁判所　九

〔公　告〕

諸事項

官庁　一〇
有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分関係

裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係

会社その他　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇総合海洋政策本部令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（内閣府本府）

1　総合海洋政策本部参与会議の参与の定数を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二五三号）（デジタル庁）

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三九号）の施行期日は、令和四年一一月一日とすることとした。

◇情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（政令第二五四号）（デジタル庁）

1　指定納付受託者等の要件

(一)　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三九号。以下「法」という。）第八条第一項の政令で定める者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とした。（第一条第一項関係）

(1)　指定納付受託者として納付事務を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められること。

(2)　納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして主務省令で定める基準を満たしていること。

(二)　法第八条第五項の政令で定める者は、同項の規定により委託を受けて行う納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者とした。（第一条第二項関係）

2　権限又は事務の委任の手続

各省各庁の長は、法第一三条の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける機関、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならないこととした。（第二条関係）

3　この政令は、法の施行の日（令和四年一一月一日）から施行することとした。